

杵築市いじめの防止等に関する条例

令和2年3月23日

杵築市条例第30号

児童生徒は、地域の宝であり、児童生徒が健やかに成長することは市民全ての願いです。

昨今、大きな社会問題になっているいじめは、児童生徒の心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の生き方にも深刻な影響を与えます。こうしたいじめから児童生徒を守るためには、多感な発達段階にある児童生徒の人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという共通認識に立ち、学校だけでなく社会全体で児童生徒が健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

杵築市では、平成25年4月1日に「杵築市教育立市」を宣言し、児童生徒の健やかな成長と自己実現に向けて、家庭、学校及び地域が互いに手をたずさえながら子育てをしていくことを決意しました。

いじめの問題に対し、市では、いじめは絶対に許さないという姿勢を明確に示すとともに、いじめを防止するための対策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解決、その他のいじめの対処（以下「いじめの防止等」といいます。）のための基本理念を定め、市と家庭、学校、地域社会及び関係機関が連携及び協力することにより、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を作るとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）と相まって、いじめの防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) いじめ 一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。
- (2) 児童生徒 市内の学校に在籍する小学生及び中学生をいいます。

- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他児童生徒を現に監護するものをいいます。
- (4) 家庭 児童生徒と生活をともにする家族又はその生活する場所をいいます。
- (5) 学校 市内の小学校及び中学校をいいます。
- (6) 地域社会 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者並びに市内の自治組織及び団体並びに市内で事業を営んでいる個人及び法人をいいます。
- (7) 関係機関 児童相談所、警察、医療機関など、児童生徒のいじめ問題の対応に関わる外部機関をいいます。
- (8) 重大事態 次に掲げる事態をいいます。
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童生徒に係る問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行わなければなりません。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとともに、いじめを受けた児童生徒に非はないという認識に立ち、家庭、学校、地域社会及び関係機関の連携の下、いじめの問題を解決することを目指して行わなければなりません。

4 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が人との豊かな人間関係を築くとともに、自分を大切に思い、互いに相手を尊重できる環境を整えることを旨として行わなければなりません。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いかなる場合においても、いじめを行ってはならぬ

い。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、児童生徒のいじめの防止等を図るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な財政上の措置に努めなければなりません。

2 市は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針及び大分県いじめ防止基本方針を参酌し、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、杵築市いじめ防止基本方針を定めるものとします。

(学校の責務)

第6条 学校は、いじめを早期に発見し、及び対応するため、児童生徒の学校内での状況を把握するとともに、安心して相談することができる体制を整備しなければなりません。

2 学校は、いじめを行った児童生徒には、出席停止等の措置を含め毅然とした適切な指導を行わなければなりません。

3 学校は、市の施策に基づき、家庭、地域社会及び関係機関と連携を図ります。

4 学校は、前3項に規定する事項を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を策定します。

(市教育委員会の責務)

第7条 市教育委員会は、重大事態が発生した場合は、市長及び県教育委員会に報告します。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、その保護する児童生徒に対し、基本理念にのっとり、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させるよう努めるものとします。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、当該児童生徒をいじめから適切に保護するものとします。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとします。

(地域社会の役割)

第9条 地域社会は、それぞれの地域において児童生徒とふれあう機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、家庭、学校及び関係機関と協力して、いじめのない、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとします。

2 地域社会は、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合には、学校及び関係機関に情報を提供する等の方法により、これらの機関が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めなければなりません。

(杵築市いじめ・不登校対策委員会の設置)

第10条 市教育委員会は、いじめ・不登校の防止等に向けて、家庭、学校、地域社会及び関係機関が連携した取組ができるよう、法第14条第1項の規定により、杵築市いじめ・不登校対策委員会（以下「対策委員会」といいます。）を設置します。

(対策委員会の所掌事項)

第11条 対策委員会は、家庭、学校、地域社会及び関係機関の連絡調整を図るほか、これらの機関の取組状況や課題等の情報を共有するとともに、課題等の解決に向けて協議を行います。

(杵築市学校問題解決支援会議の設置)

第12条 市教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査、対応及び支援等を行うための附属機関として、法第14条第3項の規定により、杵築市学校問題解決支援会議（以下「支援会議」といいます。）を設置します。

(支援会議の所掌事項)

第13条 支援会議は、市教育委員会の要請に基づき、法第24条に規定する事案についての調査及び法第28条第1項に規定するいじめの重大事態を調査するとともに、専門的知見から有効な対策の検討を行います。

2 支援会議は、いじめの重大事態の解決を図るために必要があると認められる場合は、関係者に対する助言又は支援を行います。

3 支援会議は、調査、対応及び支援等を行った事案については、その内容を市教育委員会に報告し、市教育委員会はその旨を市長に報告するものとします。

(解決への取組)

第14条 前条第3項による報告を受けた市長は、当該重大事態への対応及び再発防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、再調査を行うこととします。

2 市長は、前項の再調査を行う場合は、杵築市いじめ問題再調査委員会を設置します。

3 市長は、再調査を行った場合は、法第30条第3項の規定により議会

に報告するとともに、その結果を踏まえ、当該重大事態の解決及び再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。

- 4 市又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査で明らかとなった事実関係を適切な方法により説明するものとします。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。